

保育施設整備に係る更なる国有地の活用策について

保育施設整備に係る国有地の活用については、平成25年に策定された「待機児童解消加速化プラン」に基づき、廃止宿舎跡地などの国有地情報を提供し、優先的売却や定期借地制度を用いた貸付を積極的に行っているところです。

今般、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「国有地の更なる活用による保育の受け皿の拡大」が盛り込まれたことから、従来の対応に加え、以下の即効性のある方策により、保育の受け皿確保に貢献します。

更なる国有地活用策のポイント ～即効性のある方策～

1. 国家戦略特区に基づく都市公園内にある無償貸付中の国有地の活用

国家戦略特区法の指定区域内に所在する、都市公園として無償貸付中の国有地において保育所を整備する場合、国有財産法に基づく公園としての無償貸付を継続しつつ、保育所設置を速やかに承認します。

2. 小規模な未利用国有地にかかる情報提供

小規模な保育施設整備を念頭に、比較的小規模な未利用国有地(1,000㎡未満)についても財産を洗い出し、当該財産の所在する地方公共団体に対し情報提供いたします。

3. 庁舎や宿舎の空きスペースの有効活用

保育の受け皿確保や国有財産の暫定的な有効活用の観点から、庁舎や国家公務員宿舎の空きスペースを国の事務・事業に支障のない範囲で保育事業のために活用します。

(※)その他、社会福祉分野全般において社会福祉法人等に対し、定期借地契約時の契約保証金(賃料1年分)納付を免除。